参考資料１

栃木県がん対策推進協議会関係規程

〇栃木県がん対策推進条例（抄）　（平成 30 年栃木県条例第４号）

第３章　栃木県がん対策推進協議会

第 21 条　この条例の規定によりその権限に属させられた事務及びがん登録等の推進に関する法律の規定に基づき同法第 18 条第２項に規定する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事務を処理し、並びに知事の諮問に応じ、がん対策の推進に関する事項を調査審議するため、栃木県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、前項に規定するもののほか、がん対策の推進に関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。

３　協議会は、委員 20 人以内で組織する。

４　委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一　がん患者等を代表する者

二　拠点病院を代表する者

三　医療関係団体を代表する者

四　医療保険者を代表する者

五　事業者を代表する者

六　保健、福祉、雇用、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間の団体を代表する者

七　個人情報の保護に関する学識経験のある者

八　前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

５　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員は、再任されることができる。

７　前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

〇栃木県がん対策推進協議会規則　（平成 30 年栃木県規則第７号）

（趣旨）

第１条　この規則は、栃木県がん対策推進条例（平成 30 年栃木県条例第４号）第 21 条第７項の規定に基づき、栃木県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第２条　協議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第３条　協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

３　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第４条　協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員（前条第１項の規定により専門委員を置く場合にあっては、委員及び専門委員。以下この条において同じ。）は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

６　協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

（会議）

第５条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　協議会は、委員（第３条第１項の規定により専門委員を置く場合にあっては、委員及び議事に関係のある専門委員。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　前３項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第１項及び前項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、保健福祉部感染症・疾病対策課において処理する。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

○栃木県がん対策推進協議会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、栃木県がん対策推進協議会規則（平成 30 年栃木県規則第７号。以下「規則」という。）第７条の規定に基づき、栃木県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第２条　規則第４条第１項の規定により、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、協議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名　　称	所　　掌　　事　　務
がん検診部会	がん検診の受診率及び質の向上に係る事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べること。
がん登録部会	１　がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）の規定に基づき同法第18条第２項に規定する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事務を処理すること。 ２　１に規定するもののほか、がんの罹患、診療、転帰等に関する情報に係る事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べること。

２　会長が必要と認めるときは、前項の表の左欄に掲げる部会以外の部会を臨時に設置することができる。

（部会の専決事項等）

第３条　前条第１項の表の左欄に掲げる部会が、規則第４条第６項の規定により部会の議決をもって協議会の議決とすることができる事項は、当該部会の所掌事務に係るものとする。

２　前項の規定により、前条第１項の表の左欄に掲げる部会が当該部会の所掌事務に係る議決をしたときは、部会長は、その旨を速やかに会長に報告するとともに、直近に開催される協議会に報告するものとする。

（会議の公開）

第４条　協議会及び部会の会議は、公開とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長又は部会長が協議会又は部会に諮って、これを公開しないことができる。

(1)　「栃木県情報公開条例」（平成 11 年栃木県条例第 32 号）第７条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合

(2)　会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

３　会長又は部会長は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしな

ければならない。

（関係者からの意見の聴取等）

第５条　会長又は部会長は、必要と認めるときは、協議会又は部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（雑則）

第６条　この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この要領は、平成 30 年６月 26 日から実施する。